

# 第36回 草津市地域公共交通会議

## 次 第

[日時] 令和4年2月25日(金)10時00分～

[場所] 草津市役所8階大会議室

### 1. 開会(挨拶)

### 2. 議事

[議第1号] デマンド型乗合タクシー「まめタク」事業について

[議第2号] ダイキン工業株式会社草津製作所構内ロータリーへの路線バス乗入れについて

### 3. 報告

[報告1] まめバス利用実績等について

### 4. その他

### 5. 閉会

---

#### [配付資料]

- ・委員名簿
- ・席次表
- ・草津市地域公共交通会議設置要綱
- ・資料1 デマンド型乗合タクシー「まめタク」事業
- ・資料2 まめバス利用実績等
- ・参考資料 まめタクマップ、まめバスマップ
- ・追加資料 ダイキン工業株式会社草津製作所構内ロータリーへの路線バス乗入れについて



# 草津市地域公共交通会議 委員名簿

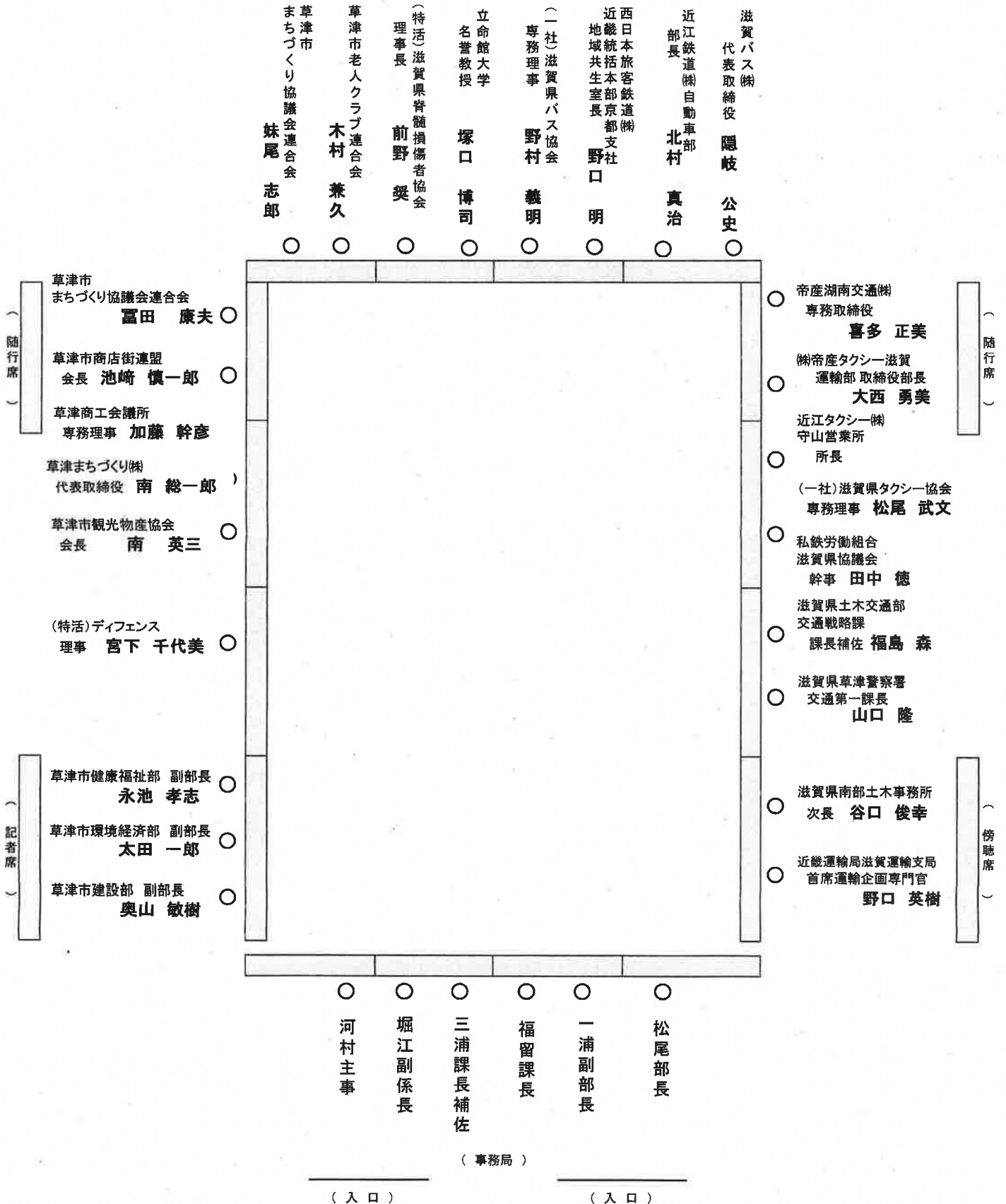
(令和4年2月7日現在、敬称略)

|    | 役職   | 分野          | 氏名     | 団体・役職                             |
|----|------|-------------|--------|-----------------------------------|
| 1  | 2号委員 | 一般乗合        | 北村 真治  | 近江鉄道株式会社 自動車部 部長                  |
| 2  | 2号委員 | 一般乗合        | 隠岐 公史  | 滋賀バス株式会社 代表取締役                    |
| 3  | 2号委員 | 一般乗合        | 喜多 正美  | 帝産湖南交通株式会社 専務取締役                  |
| 4  | 3号委員 | 一般乗用        | 大西 勇美  | 株式会社帝産タクシー滋賀 運輸部 取締役部長            |
| 5  | 3号委員 | 一般乗用        | 鵜飼 貞敏  | 近江タクシー株式会社 守山営業所                  |
| 6  | 4号委員 | バス協会        | 野村 義明  | 一般社団法人 滋賀県バス協会 専務理事               |
| 7  | 5号委員 | タクシー協会      | 松尾 武文  | 一般社団法人 滋賀県タクシー協会 専務理事             |
| 8  | 6号委員 | 住民・旅客(障害者)  | 前野 奨   | (特活) 滋賀県脊髄損傷者協会 理事長               |
| 9  | 6号委員 | 住民・旅客(高齢者)  | 木村 兼久  | 草津市老人クラブ連合会                       |
| 10 | 6号委員 | 住民・旅客       | 妹尾 志郎  | 草津市まちづくり協議会連合会(志津南学区 事務局<br>長)    |
| 11 | 6号委員 | 住民・旅客       | 富田 康夫  | 草津市まちづくり協議会連合会(渋川学区 副会長)          |
| 12 | 7号委員 | 所轄運輸行政      | 野口 英樹  | 近畿運輸局滋賀運輸支局<br>首席運輸企画専門官          |
| 13 | 8号委員 | 運転者団体       | 田中 徳   | 私鉄労働組合滋賀県協議会 幹事                   |
| 14 | 9号委員 | 道路管理者(県)    | 谷口 俊幸  | 滋賀県南部土木事務所 次長                     |
| 15 | 9号委員 | 広域交通行政      | 福島 森   | 滋賀県土木交通部交通戦略課 課長補佐                |
| 16 | 9号委員 | 所轄交通警察      | 山口 隆   | 滋賀県草津警察署 交通第一課長                   |
| 17 | 9号委員 | 学識経験者       | 塚口 博司  | 立命館大学 名誉教授                        |
| 18 | 9号委員 | 関係団体(鉄道)    | 野口 明   | 西日本旅客鉄道株式会社<br>近畿統括本部京都支社地域共生室 室長 |
| 19 | 9号委員 | 関係団体(工業)    | 加藤 幹彦  | 草津商工会議所 専務理事                      |
| 20 | 9号委員 | 関係団体(商業)    | 池崎 慎一郎 | 草津市商店街連盟 会長                       |
| 21 | 9号委員 | 関係団体(中活)    | 南 総一郎  | 草津まちづくり株式会社 代表取締役                 |
| 22 | 9号委員 | 関係団体(観光)    | 南 英三   | 草津市観光物産協会 会長                      |
| 23 | 9号委員 | 関係団体(NPO活動) | 宮下 千代美 | (特活) ディフェンス 理事                    |
| 24 | 1号委員 | 草津市職員       | 太田 一郎  | 草津市環境経済部副部長(総括)                   |
| 25 | 1号委員 | 草津市職員       | 永池 孝志  | 草津市健康福祉部副部長(総括)                   |
| 26 | 1号委員 | 草津市職員       | 奥山 敏樹  | 草津市建設部副部長(総括)                     |
|    | 事務局  | 草津市都市計画部    | 松尾 俊彦  | 都市計画部部長                           |
|    |      |             | 一浦 辰己  | 都市計画部副部長(総括)                      |
|    |      |             | 福留 直樹  | 交通政策課課長                           |
|    |      |             | 三浦 恭久  | 交通政策課課長補佐                         |
|    |      |             | 堀江 加奈子 | 交通政策課副係長                          |
|    |      |             | 河村 竜也  | 交通政策課主事                           |



# 第36回 草津市地域公共交通会議 席次表

(日時)令和4年2月25日(金)10:00～  
(場所)市役所8階大会議室





○草津市地域公共交通会議設置要綱

平成19年12月27日

告示第267号

改正 平成20年12月1日告示第239号

平成21年4月1日告示第91号

平成26年5月1日告示第167号

平成30年3月1日告示第29号

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)および滋賀県地方バス対策地域連絡協議会設置要綱(平成13年5月18日制定)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、草津市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 地域公共交通網形成計画の策定および変更に関する事項
- (2) 本市における生活交通の確保に関する事業の実施および連絡調整に関する事項
- (3) 本市の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様および運賃または料金等に関する事項
- (4) 市運営有償輸送の必要性および旅客から収受する対価に関する事項
- (5) その他公共交通に関して交通会議が必要と認める事項

(委員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 市職員
- (2) 市に営業区域が存する一般乗合旅客自動車運送事業者が指名する者
- (3) 市に営業区域が存する一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者が指名する者
- (4) 一般社団法人滋賀県バス協会が指名する者
- (5) 一般社団法人滋賀県タクシー協会が指名する者
- (6) 市民または市内交通の利用者
- (7) 近畿運輸局滋賀運輸支局長が指名する職員
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者
- (9) 道路管理者、滋賀県警察、学識経験者その他の交通会議の運営上必要と認められる者

(任期)

第4条 交通会議の委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 交通会議に委員長および副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総括し、交通会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、委員長が必要に

応じて招集する。

- 2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で同意を得て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 委員長は、会議への代理出席を認めることができる。ただし、学識経験者として委嘱された委員の代理出席については、この限りでない。
- 6 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。
- 7 会議は、原則公開で行うものとする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる議題については、非公開で行うものとする。

(幹事会)

第7条 交通会議は、その運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の委員は、第3条の委員その他交通会議が必要と認めた者とする。
- 3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。
- 4 幹事会を草津市地域公共交通活性化再生協議会設置要綱(平成19年草津市告示第266号)第10条に規定する幹事会とみなすことができる。

(専門部会)

第8条 交通会議は、その目的を達するため必要に応じて、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、第3条の委員その他交通会議が必要と認めた者とする。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、都市計画部交通政策課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、委員長が交通会議に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は平成19年12月27日から施行する。
- 2 この要綱の規定により最初に委嘱または任命された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

付 則(平成20年12月1日告示第239号)抄

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

付 則(平成21年4月1日告示第91号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成26年5月1日告示第167号)

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

付 則(平成30年3月1日告示第29号)

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

## 草津市地域公共交通活性化再生協議会規約

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この協議会は、草津市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）という。

#### (事務所)

第2条 協議会は、事務所を滋賀県草津市草津三丁目13番30号 草津市役所に置く。

#### (目的)

第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）の規定に基づき、市民の日常生活もしくは社会生活における移動または観光旅客その他の本市を来訪する者の移動のための交通手段として利用されるすべての公共交通機関の活性化および再生を総合的かつ一体的に推進するため、法第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の策定および変更に関する協議ならびに実施に係る連絡調整を行うために設置する。

#### (事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 網形成計画の策定および変更に関すること。
- (2) 網形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 網形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

### 第2章 委員等

#### (協議会の委員)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから草津市長が委嘱し、または任命した者をもって構成する。

- (1) 滋賀県警察、学識経験者その他の協議会の運営上必要と認められる者
- (2) 市に営業区域が存する公共交通事業者、関係団体、道路管理者その他網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者が指名する者
- (3) 市民または市内交通の利用者
- (4) 近畿運輸局滋賀運輸支局長が指名する職員
- (5) 市職員

#### (公共交通事業者等の協議会への参加要請応諾義務)

第6条 市長は、第4条に規定する事項の協議を行う協議会の会議（以下「会議」という。）を開く旨を前条第2号に掲げるものに通知しなければならない。

- 2 前項の規定により通知を受けた者は、法第6条第4項の規定により、正当な理由がある場合を除き、当該通知にかかる協議に応じなければならない。

#### (委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

#### (届出)

第8条 委員は、その氏名及び住所に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

#### (委員の報酬)

第9条 委員には、別途定めるところにより、報酬を支払うことができる。

- 2 委員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第10条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
  - (3) 監事 2名
- 2 会長、副会長及び監事は、委員の互選によりこれを定める。
  - 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
  - (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
  - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第13条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第14条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その総会の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

### 第4章 総会

(総会の種別等)

第15条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 委員現在数の4分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
  - (2) 第11条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
  - (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第16条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から20日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第17条 総会は、委員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 委員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第19条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において議長は、議決に加わる権利を有しない。

5 総会の議決のうち、第4条第3号に掲げる事項について、事業者が特定される場合、その者の同意を要する。

(総会の権能)

第18条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) 規約第4条各号に関すること。
- (5) その他協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第19条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 協議会規約の変更
- (2) 協議会の解散
- (3) 会員の除名
- (4) 役員の解任

(書面又は代理人による表決)

第20条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。

4 第17条第1項及び第4項ならびに第19条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(協議結果の尊重義務)

第21条 法第6条第5項の規定により、協議会で協議が調った事項については、協議会の委員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(議事録)

第22条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 開催日時及び開催場所
  - (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第20条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
  - (3) 議案
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。
- 4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

## 第5章 幹事会および分科会

### (幹事会)

第23条 協議会は、第4条各号に掲げる事項を処理するため、必要に応じて、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の委員は第5条の委員その他協議会が必要と認めた者とする。
- 3 幹事会は、必要に応じて関係者を招集し、意見を聞くことができる。

### (分科会)

第24条 第4条各号に掲げる事項について専門的な調査、審議を行うため、協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、草津市地域公共交通会議ならびに草津市有償運送運営協議会とする。
- 3 分科会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

## 第6章 事務局

### (事務局)

第25条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は草津市都市計画部交通政策課（以下、「交通政策課」という。）に置く。
- 3 事務局は、事務局長及び事務局員で組織する。
- 4 事務局長は、第2項の所属長をもって充て、事務局員は事務局長が選任する。
- 5 協議会の庶務は、事務局長が総括し処理する。

### (業務の執行)

第26条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 財務規程
- (2) 文書取扱規程
- (3) 公印取扱規程
- (4) 監査実施規程
- (5) 委員等報酬および費用弁償規程
- (6) 工事等請負規程

### (書類及び帳簿の備付け)

第27条 協議会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿

- (4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

## 第7章 会計

(事業年度)

第28条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第29条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 草津市からの負担金または補助金
- (2) 国からの補助金
- (3) 借入金、寄付金、その他の収入

(資金の取扱い)

第30条 協議会の資金の取扱方法は、財務規程で定める。

(収支予算)

第31条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第32条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の10日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第33条 会長は、次の各号に掲げる書類を、草津市長に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度末の財産目録及び貸借対照表
- (3) 前年度の収支決算書及びその年度の収支予算書

## 第8章 協議会規約等の変更、協議会が解散した場合の措置

(規約の変更)

第34条 第24条第2項の事務局の組織改変に伴う名称変更については、第19条第1項第1号の規定によらず、会長がこれを定めることができる。

(協議会が解散した場合の措置)

第35条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

## 第9章 雑則

(細則)

第36条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は会長が別に定める。

付 則

この規約は、平成21年1月19日から施行する。

付 則

この規約は、平成29年6月9日から施行する。

付 則

この規約は、平成30年3月1日から施行する。